

居宅介護支援契約書

契約の種類	居宅介護支援
利用者の氏名	
利用者の住所	
契約期限	令和 年 月 日より契約終了日まで
事業者の氏名	居宅介護支援センターアズサ
事業者の住所	川崎市高津区諏訪 1-8-3

利用者 と居宅介護支援センターアズサは介護保険に基づき居宅介護支援の契約を交わします。 利用者と事業所はこの契約の証として本書2通を作成し記名捺印の上、双方1通を保有します。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	
事業者	事業所名	(有限会社)アズサケアサービス
	住 所	川崎市高津区諏訪 1-8-3
	氏 名	代表取締役 関 口 里 恵

居宅介護支援契約書【細則】

事業者:居宅介護支援センター アズサ

第1条 (居宅介護支援の目的及び内容)

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その便宜を提供します。
- 2 居宅介護支援の内容の詳細は、別紙に記載のとおりとします。

第2条 (契約の有効期間)

- 1 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
- 2 契約期間満了までに甲乙双方が契約内容に異議を述べなかった場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとする。この場合において、更新後の有効期間は、更新の日から1年間とし、以後同様とする。

第3条 (居宅介護支援の担当者)

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者として介護支援専門員(ケアマネージャー)である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行ないます。

第4条 (居宅サービス計画の変更等)

- 1 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行ないます。
- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行ないます。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、定期的に、居宅サービス計画に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を「居宅サービス共通記録書」等の書面に記載して、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 2 事業者は、居宅サービス共通記録書等の書面を作成した後2年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第6条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第7条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者が介護保険施設等に入所し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は利用者に対し速やかにその旨を通知するものとします。
- 2 事業者は、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者が指定する他の居宅介護支援事業者等への関係記録の写しの引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行なうものとします。

第9条（事故時の対応）

- 1 事業者は、居宅介護支援の実施に際して利用者の怪我や体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他の適切な措置を迅速に行ないます。
- 2 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第 10 条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で同意した者の個人情報を用いることができものとします。

第 11 条（苦情対応）

- 1 事業者は、提供された居宅介護支援に関して苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し出等を行なったことを理由としてなんらの不利益な取り扱いをいたしません。

第 12 条（居宅介護支援にあたっての利用者の説明を受ける権利、医療連携へのご協力をお願い）

1. 利用者又は利用者家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事ができます。また、その事業所をケアプランに位置付けた選定理由の説明を求める事ができます。
2. 利用者が病院または診療所入院の際は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院または診療所にお伝えいただきますよう、御協力をお願いします。

第 13 条（契約外の事項）

1. この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨の説明を求める事ができます。
2. この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約を行ないます。

居宅介護支援説明書

1 サービスの内容

- (1) 事業所(居宅介護支援事業者)は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるように、利用者の心身の状況等を堪案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 居宅介護支援にあつては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 居宅介護支援にあつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏する事がないよう、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画に実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

2 担当の介護支援専門員

- (1) 担当する介護支援専門員及びサービス提供責任者(管理者、サービスコーディネーター等)は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。
- (2) 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

介護支援専門員 氏名 田村雄慈 平井和子 小川道雄

連絡先 044-322-8101

3 利用者の負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担金はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合は、その交通費(実費)の支払いが必要です。

4 サービスの中止(キャンセル)等

- (1) 利用者がこの居宅支援に係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。
 - ・連絡先(電話):044-322-8101
 - ・連絡時間 :9:00～17:30
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業所との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、3日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます(契約書6条)。
- (4) サービス提供のキャンセル又は解約の場合にも、キャンセル料等はありません。

サービス契約にあたり上記の通り説明します。

令和 年 月 日

事業所名：(有限会社)アズサケアサービス

代表者名： 関 口 里 恵 (印)

上記について説明を受け、同意しました。氏名: (印)